

|     |  |
|-----|--|
| 件名  | 柏崎刈羽原子力発電所 2 号機における原子炉建屋出入り用二重扉の不具合について  |
| 通報日 | 平成 17 年 8 月 2 日  |
| 概要  | <p>当所 2 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）は、定格熱出力一定運転中ですが、平成 17 年 8 月 2 日午前 10 時頃、原子炉建屋 1 階において、作業員が同建屋に出入りするための二重扉<sup>*1</sup>を操作していたところ、2 つの扉が一時的に両方開く事象が発生いたしました。ただちに当該作業員が扉の閉操作を実施し、この状況は解消されました。</p> <p>このため、当該事象の連絡を受けた当直長は、午前 10 時 01 分、保安規定に定める「運転上の制限」<sup>*2</sup>からの逸脱を宣言するとともに、即時に状況が解消されていることから、「運転上の制限」の逸脱から復帰していることをあわせて確認いたしました。</p> <p>今後、二重扉の点検・調査を行います。</p> <p>なお、二重扉は一時的に両方開いていたものの、ただちに閉めたため原子炉建屋の負圧に変化はありませんでした。</p> <p>* 1 : 二重扉</p> <p>原子炉建屋は事故時に放射性物質を閉じ込める機能を有しており、このため同建屋内を常時負圧に維持する設計としています。出入口は原子炉建屋の負圧を維持するために二重に扉を設置しており、同時に 2 つの扉が開かない設計となっています。</p> <p>* 2 : 運転上の制限</p> <p>保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっています。</p> <p>原子炉建屋の二重扉については、少なくとも 1 つが閉鎖状態にあることが要求されており、運転上の制限を満足しない場合には、原子炉建屋の負圧を保つための措置を講じることが要求されています。</p> <p>(平成 17 年 8 月 2 日 プレス発表内容)</p> <p><a href="http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/17080203.pdf">http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/17080203.pdf</a></p> |